

該当者のみ必要な書類



保育料算定資料(課税額確認資料)【※後日提出可】

電子申請:一部添付不可(別途保育課に提出)

✓チェック

該当者① 市民税課税基準日(※下記参照)において、松本市に住民登録があった方で、未申告の方
(所得が無く、未申告になっている方を含む)

→至急、市県民税申告を済ませ、申告書の控えの写しをご提出ください。

※育児休業により所得が無かった方は、お勤め先の会社側で申告をしていない場合があります。会社に確認し、未申告の場合はご自身で申告してください。

申告済みの方(扶養になっている場合を含む)は提出不要です

該当者② 市民税課税基準日(※下記参照)において、松本市に住民登録がなかった方(松本市で課税されない方)

個人番号を提供いただける方は・・・

●**個人番号提供書**(本人確認書類の添付が必要です。詳しくは個人番号提供書をご覧ください。)

個人番号提供書以外をご希望の方は以下のいずれかを提出

市民税が給与から天引きされている場合(会社員等)は・・・

●**市民税・県民税額の決定通知書の写し※**

市民税を納税通知書で直接収めている場合は・・・

●**市民税・県民税納税通知書の写し※**(1月1日時点でお住まいであった自治体から6月ごろに届きます)

上記の書類が準備できない方、または扶養になっている等で非課税の方は・・・

●**所得・課税・扶養等証明書※**(1月1日時点でお住まいであった自治体から取得してください)

外国に住所があった方は・・・

●**市民税課税基準日の前年(※下記参照)1月～12月の総所得と所得控除がわかる書類**



6月頃にお勤め先から届きます

市HPから
ダウンロード



保育料は保護者の課税額から算定するため、課税額がわかる資料の提出をお願いしています。

資料提出がなく、課税額がわからない場合、保育料が最高額で仮決定されます。

※入園する月によって、市民税課税基準日・必要な課税情報の年度が異なります

【4～8月入園】基準日:前年の1月1日、課税情報:前年度課税額 【9～3月入園】基準日:当年(1～3月は前年)の1月1日、課税情報:当年度の課税額

例1:令和8年4月入園→該当者:令和7年1月1日に松本市に住民登録がなかった方、課税額:令和7年度の課税額(令和6年1～12月の総所得、所得控除)

例2:令和9年2月入園→該当者:令和8年1月1日に松本市に住民登録がなかった方、課税額:令和8年度の課税額(令和7年1～12月の総所得、所得控除)

該当者のみ必要な書類



18歳以上同一生計申告書

電子申請: データ添付

✓チェック

該当者 4月1日時点で、18歳以上かつ生計が同一の親族がいる場合



きょうだい同時申込希望調査票

電子申請: データ添付

✓チェック

該当者 2人以上のお子さまの入園(転園)申込みを同時に行う場合

きょうだいの入園する園や時期についての希望について調査するものです。

- ① 同じ園への同時入園のみ希望(同時期に同じ園に入れるまで待機)
- ② 同時期であれば別々の園でもよい(同時期に入園できるまで待機)
- ③ 1人でも入園できれば入園する(具体的な希望内容を記載いただきます)



親族(同居者)の「保育の必要性を証明する書類」

電子申請: データ添付

✓チェック

該当者 保護者以外に18歳以上65歳未満の同居者(親族等)がいる場合

同居者が保護者に代わって保育できないことを証明いただくものです。

- ・ 要件の種類および必要書類は保護者と同様です。
- ・ **提出は任意ですが、提出がない場合は優先度が調整されます。**



育児休業給付金決定通知書のコピー【※後日提出可】

電子申請: データ添付

✓チェック

該当者 自営業、会社・農業経営者(家族従業者含む)で、入園予約制度に申し込む場合

申請時点で通知書が届いていない場合は、通知書が届き次第、コピーを保育課に提出してください。

※ハローワーク以外から給付金が支給される場合は、その通知書類のコピーをご提出ください。

該当者のみ必要な書類



ひとり親世帯調査書【※添付書類(保険証のコピー)は後日提出可】

電子申請:データ添付

✓チェック

該当者 ひとり親世帯(離婚成立、未婚、死別)の場合

離婚調停中、別居中、単身赴任は該当しません

ご家庭の状況を調査するものです。保護者と入園を申し込むお子さんの保険証のコピーを添付してください。
※保険証のコピーは、入園申込後の提出でも構いません。保険証がない場合は、資格情報が分かる書類をご提出ください。



民生・児童委員による実態調査書または調停証明書等のコピー

電子申請:データ添付

✓チェック

該当者 離婚調停中で保護者等の「保育の必要性を証明する書類」が提出できない場合

お住まいの地域の民生・児童委員については保育課にお尋ねください。



住民票謄本(コピーでも可)

電子申請:データ添付

✓チェック

該当者 入園希望月の1年以内に、県外から松本市に移住した(移住する)場合

転勤やUターン等による転居ではなく、自らの意思により県外から松本市に移住した世帯、移住予定の世帯が対象です。
※長野県内に住んでいたことがある方や、親族が長野県内にお住まいの方は対象外となります。
申請時点で転入済みの場合は、前住所と異動日が記載された松本市の住民票謄本を、転入前の場合は、申請時点でお住まいの市町村の住民票謄本をご提出ください。
提出は任意ですが、提出がない場合は加算対象外となります。



身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、国民年金証書のいずれかのコピー

電子申請:データ添付

✓チェック

該当者 障がい児または障がい者のいる世帯